

公益財団法人河内奨学財団

令和5年度奨学生募集要項

1. 趣 旨

公益財団法人河内奨学財団（以下、本財団という）は、学業優秀、品行方正でありながら、経済的理由により修学が困難な学生のうち、薬学部学ぶ大学生に対して奨学金を給与することにより、有為の人材を育成することを目的とします。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給与とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併給は、原則として認めません。

（但し、独立行政法人 日本学生支援機構の奨学金並びに大学が独自に設けている奨学金制度は除きます。）

3. 奨学生の応募資格

- (1) 薬学部学ぶ大学生
- (2) 学業優秀、品行方正でありながら、経済的理由により修学が困難な者

4. 採用人員

大学生第1学年 32名

5. 奨学金の額と給与の方法

- (1) 給与金額

月額 4万円

- (2) 給与の期間

奨学生に採用したときから、正規の最短修業年限の終期までとします。

(3) 給与の方法

奨学金は原則として、7月及び12月に各6ヶ月分をまとめて直接本人に給与します。(本人名義の銀行等の預金口座に入金します。)

6. 奨学金の休止、停止又は廃止事由

- (1) 退学したとき。
- (2) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき。
- (3) 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき。
- (4) 負傷しまたは疾病などのため成業の見込がなくなったとき。
- (5) 奨学生の学業成績又は性行が不良となったとき。
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (7) 奨学生として適当でない事実があったとき。
- (8) 在学で処分を受け、学籍を失ったとき。
- (9) その他奨学生としての資格を失ったとき。

7. 手 続

(1) 提出書類

- ① 奨学生願書(本財団指定用紙を使用し、保証人と連署。保証人は原則として保護者として下さい。)

なお、小論文用の原稿用紙は本財団指定の用紙を使用することとし、指定用紙以外は受け付けません。

- ② 出身高等学校の調査書(各教科の評定、出欠の記録が記載されているものとする。)
- ③ 在学証明書
- ④ 保護者が在住する市町村が発行する直近の所得証明書(保護者分)

(2) 提出方法

本人が書類を揃えて、大学事務局を通じて本財団宛郵送して下さい。

(3) 提出期限

令和5年5月19日(金)

(締切日に本財団に届いていないものは受け付けません。)

(4) 提出先(連絡先)

〒323-0061

栃木県小山市大字卒島1293番地

公益財団法人 河内奨学財団 事務局

(連絡先)

公益財団法人 河内奨学財団事務局 担当 鈴木・大豆生田

T E L 0285-32-1330

8. 奨学生の決定

(1) 奨学生の決定は、本財団の奨学生選考委員会の選考結果をもとに、理事会での審議承認を経て理事長が行い、大学及び本人あてに結果を通知します。

(2) 選考の経過及び決定の理由は公表いたしません。

9. 奨学生の義務

奨学生は5月に在学証明書及び成績証明書を、11月に生活状況報告書及び在学証明書・成績証明書を理事長宛提出しなければなりません。

また本財団から別途報告書、レポート等の提出を求められた場合は遅滞なく提出しなければなりません。

10. その他

この奨学生募集に係って提出いただく個人情報については、奨学生の選考以外には一切使用いたしません。

以 上